

越谷市修正地域参画総量指標（m-GAP）等調査事業業務委託仕様書（案）

1. 件 名

越谷市修正地域参画総量指標（m-GAP）等調査事業業務委託

2. 履行期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

3. 履行場所

広報シティプロモーション課

4. 調査目的

少子高齢化が急速に進み人口減少社会を迎える、多様化・個人化、情報技術の進歩による価値観が大きく変わる中で、都市の発展や活力ある地域社会の実現はもとより、まちの存在自体の価値が問われることになる。

本市では令和6年度の越谷市シティプロモーションアクションプラン策定を契機に、「まちの価値は、まちに関わる市民がつくる」ことを基本理念に、地域の個性・魅力を共感とともに市内外に効果的に発信するシティプロモーション施策を実施している。

多様なまちづくりの担い手および地域外の関係者と地域とのかかわりを可視化することで、シティプロモーション事業を推進し、まちの持続可能性につながるサイクルを構築する。

5. 業務内容

委託する業務内容は次のとおりとする。

（1）越谷市にかかわりのある者（関係人口等）の定義と算定

次のア～エに掲げる分類を参考に越谷市にかかわりのある者（関係人口等）を定義し算定すること。なお、算定にあたっては、客観的なデータおよび主観的なアンケート等を用いて分かりやすいものとすること。

ア 越谷市に居を構える者（定住人口）

イ 日常生活で越谷市を訪れる者（通勤、通学、買い物）

ウ 越谷市に定期的かつ継続的訪れる者（観光、交流、趣味）

エ その他越谷市に定期的かつ継続的にかかわる者（ふるさと納税、特産品等の購入）

（2）m-GAP（修正地域参画総量指標）の算出

アンケート等により、修正NPS（推奨意欲）を測定し、（1）の算定結果を使用し次のア～ウに掲げるもので構成される越谷市のm-GAP（修正地域参画総量指

標)を算出すること。なおアンケート等の実施にあたっては、総サンプル数は概ね1,000程度とし、その対象については、若者および現役世代への訴求やまちづくりの担い手の多様性を考慮した内容とすること。また、アンケート等の設問については、15問程度とし対象者の属性データのほか、地域でのライフスタイルやスタイルを意識した内容とすること。

- ア 住んでいるまちを勧めたい気持ちの「地域推奨量」
- イ 住んでいるまちをより良くするために関わりたい気持ちの「地域参加量」
- ウ 住んでいるまちでまちのために頑張っている人に感謝したい気持ちの「地域感謝量」

(3) 地域魅力創造サイクルの検討および提案

シティプロモーションの推進を可視化し、シビックプライドを涵養するロジックモデルを検討し、価値創造のプロセスと成果(アウトプット)を可視化するとともに地域魅力創造サイクルのプラットフォームの構築について提案すること。

(4) その他本業務遂行に必要な諸事務

- ア 受注者は、その他本事業のために必要な事項を実施すること。
- イ 受注者は、業務遂行に先立って発注者に工程表および組織体制に関する資料を提出するとともに、これを遵守し、工程に沿って事業を実施するために、最善の努力を尽くすこと。
- ウ 受注者は、発注者から業務に関して経過その他の報告要求があったときは、これに応じること。

6. 成果品

- (1) 実施報告書【任意様式】(A4判、カラー) 5部
- (2) 本事業で収集したデーター式
- (3) その他発注者が必要とする資料
- (4) 上記の電子データー式

※納品場所：広報シティプロモーション課

7. 成果品に関する責任の範囲

受注者は、業務完了後に受注者の過失、粗漏等に起因する不備が発見された場合には、訂正、補足その他の措置を行わなければならない。これに要する費用は受注者の負担とする。

8. 成果品の管理及び帰属

本業務に関連して収集、分析した資料及び成果品はすべて発注者に帰属するもの

とし、発注者の許諾なく他に公表、貸与等をしてはならない。

9. 成果品に係る著作権等

(1) 受注者は、この契約により作成される成果品の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条および第28条の権利を含む）を発注者に譲渡するものとする。

(2) 著作者人格権の制限

ア 受注者は、発注者が行う次に掲げる行為を許諾するものとする。

(ア) 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表すること

(イ) 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を維持、運営、管理、広報等のために必要な範囲で複製し、又は改変すること

(ウ) 著作権に係る成果物等を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること

(エ) 成果物又は著作権に係る成果物等を公表するときに著作者名の表示をしないこと

イ 受注者は、あらかじめ発注者の承諾又は合意を得ることなく成果物又は著作権に係る成果物等の公表をしてはならないものとする。

ウ 受注者は、発注者が著作権を行使する場合において、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならないものとする。

(3) 第三者の著作権等の侵害の防止等

ア 受注者は、受注者が発注者に引き渡した成果物の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを保障するものとする。第三者の有する著作権等を侵害した場合は、受注者は、その損害を賠償し、必要な措置を講じなければならないものとする。

イ 受注者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならぬものとする。

10. その他

(1) 受注者は、常に発注者と連絡を密にし、発注者との協議を経て忠実かつ誠実に業務を遂行すること。

(2) 受注者は、調査経過を必要に応じて発注者に報告すること。

(3) 受注者は、本業務の遂行上、直接又は間接的に知り得た秘密を外部に漏らし又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。

(4) 業務にあたり、担当者は複数人とすること。また、企画提案書に記載した担

当者は原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、事前に発注者の了解を得るものとする。この場合、変更前と同等以上の者とする。

- (5) 仕様書に定めのない事項、および疑義が生じた場合は発注者と受注者で協議のうえ、決定するものとする。

11. 問い合わせ先

越谷市 市長公室 広報シティプロモーション課

〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電話：048-967-1325（直通）

E-mail : koho@city.koshigaya.lg.jp